

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第四条の二を第四条の二の二とし、第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 副校長は、あらかじめ校長が定めるところにより、前条第一項各号に規定する校長の専決事項の一部について専決することができる。

2 分校を置く奈良県立高等学校の副校長は、前項に規定する副校長の専決事項のほか、あらかじめ校長が定めるところにより、前条第二項各号に規定する校長の専決事項の一部について専決することができる。

3 副校長は、前二項の規定により校長が定める専決事項のうち重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ校長の指揮を受けて処理するものとする。

第四条の三第一項中「、事務長は、その掌理する事務を」を「、緊急を要するもの又はその処理についてあらかじめ校長の指示を受けたものに限り、あらかじめ校長が定める副校長又は教頭が」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、事務長が掌理する事務については、事務長がその事務を代決することができる。

第四条の三第三項中「代決した」を「副校長、教頭及び事務長が代決した」に改める。